

木更津市チームオレンジ 活動の手引き



令和5年2月

木更津市 福祉部 高齢者福祉課

目次

はじめに.....	2 ページ
第1章 チームオレンジの概要	
①チームオレンジとは.....	3 ページ
②チームオレンジの3つの基本.....	3 ページ
③チームオレンジのメンバー.....	4 ページ
第2章 チームオレンジの運営・活動	
①チームオレンジの運営の主体.....	5 ページ
②チームオレンジの活動場所・活動頻度や時間.....	5 ページ
③チームオレンジの名称（命名）.....	6 ページ
④チームリーダーの選出.....	6 ページ
⑤チームリーダーの登録.....	6 ページ
⑥チームオレンジの活動内容.....	7 ～ 9 ページ
第3章 個人情報の取扱い.....	10・11 ページ
第4章 関係機関.....	12・13 ページ
第5章 市の認知症に関するサービス	
①認知症に関する各種講座.....	14 ページ
②認知症ケアパス.....	14 ページ
③認知症対応力向上研修.....	15 ページ
④市の高齢者サービス一覧.....	16 ページ
第6章 各種書類.....	17～22 ページ

はじめに



わが国の認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には約700万人、高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。

そのため、厚生労働省では、2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を平成27年1月に関係府省庁と共同で策定し、認知症施策を推進してきました。

また、令和元（2019）年6月には、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、『ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を地域ごとに構築する』ことが位置付けられました。

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る『応援者』として、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進役として重要な役割を果たしていますが、応援者としてスタートした認知症サポーターも、2025年を迎えるに当たり、第2ステップである『認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの担い手』としての役割が期待されています。

本市では、認知症サポーターステップアップ講座を受講し、『市が保管する修了者名簿への登録』と『それぞれの地域でチームオレンジの立ち上げや運営にご協力いただける方』を、オレンジ・メイトと呼びしています。

この手引きはオレンジ・メイトをはじめ、チームオレンジにご協力いただける方の活動の一助として作成したものです。認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくり、認知症であってもなくても、同じ地域で共に生きる「共生」を目指し、みんなで一緒に活動をしていきましょう。

第1章 チームオレンジの概要

① 『チームオレンジ』とは

地域住民の認知症サポーターの方々などがチームを組み、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのことをいいます。



認知症の人やその家族への支援や関係機関へのつなぎ、認知症のイベントへの参加など、認知症であってもなくても、同じ地域で共に生きる「共生」を目指して活動し、認知症の人自身も役割をもって参加することが望まれます。

また、認知症施策推進大綱では、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点などから、このチームオレンジを2025年までの間に全市町村で整備するという目標が示されています。

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議）

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していくことを基本的な考え方としています。

② チームオレンジの3つの基本

チームオレンジの活動には、3つの基本が示されています。

- 1 ステップアップ講座修了及びその予定のサポーターでチームが組まれている。
- 2 認知症の人もチームの一員として参加している。（認知症の人の社会参加）※
- 3 認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる。

※ 認知症の本人が参加していないと、チームオレンジとして活動できない（活動として認められない）ということではありません。

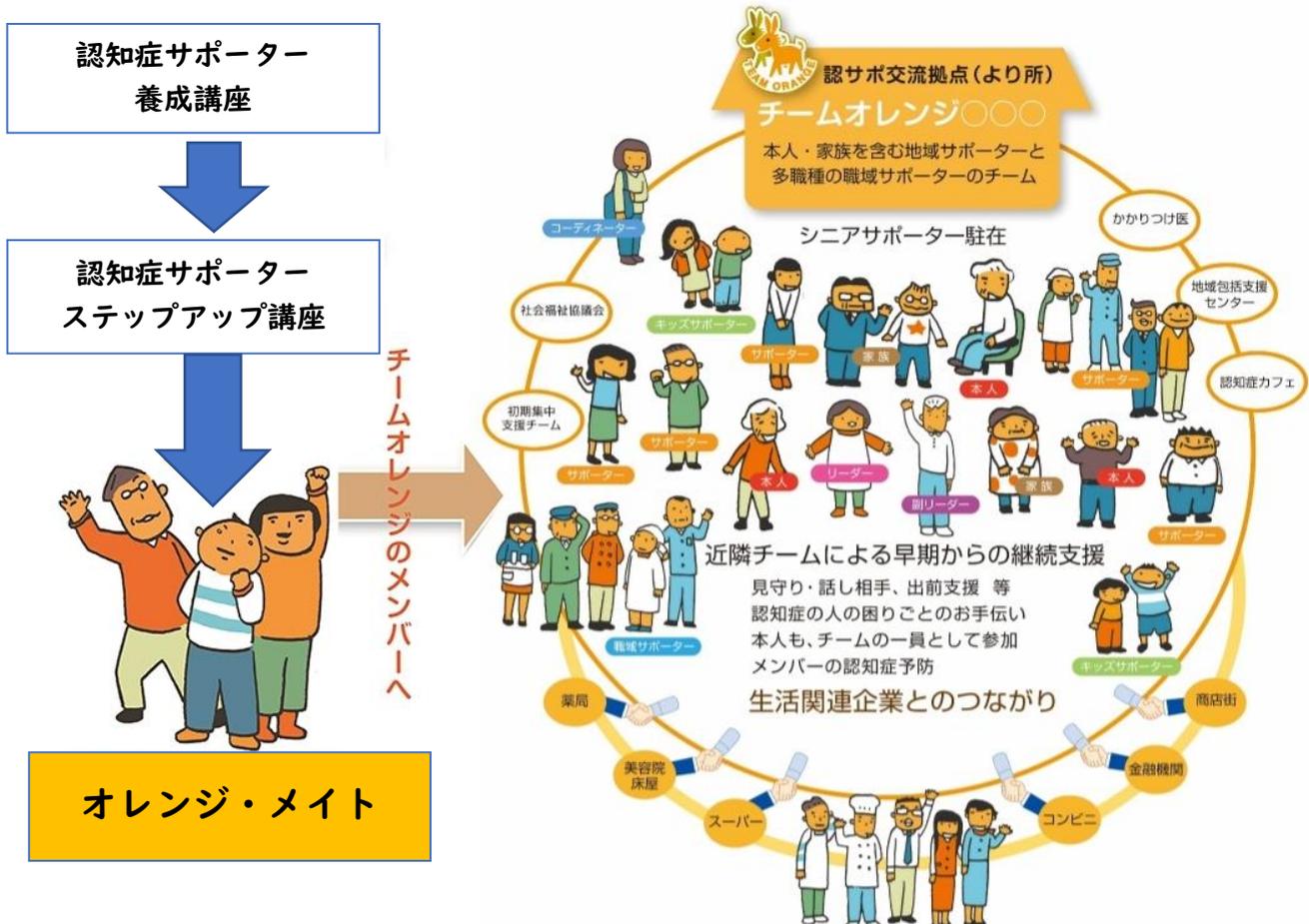
③チームオレンジのメンバー

チームオレンジの主なメンバーは、認知症サポーターを対象に木更津市が開催している『認知症サポーターステップアップ講座』を受講し、修了者名簿への登録とチームオレンジの活動に協力の同意をした『オレンジ・メイト』が中心です。



その他にも、認知症の人やその家族、地域住民や小・中学校、職域の認知症サポーターの方々がメンバーとなって活動していくことが、地域の見守り体制の強化や共生社会の実現につながります。

チームオレンジのメンバーになるまで (イメージ図)



第2章 チームオレンジの運営・活動

①チームオレンジの運営の主体

木更津市のチームオレンジの運営の主体は、オレンジ・メイトが代表の、地域の市民の団体・サロン・クラブなどです。

市民の団体・サロン・クラブなどの方々が、チームオレンジとして活動していくために必要な手続きやチームの立ち上げ・運営方法などについて、木更津市に配置されている『チームオレンジコーディネーター』が支援を行います。

チームオレンジコーディネーター
木更津市役所や地域包括支援センターに配置されている
チームオレンジの活動・運営を支援する職員です。

地域のオレンジ・メイトにチームオレンジへの参加を働きかけたり
チームオレンジの広報・周知や支援ニーズの把握なども行います。



②チームオレンジの活動場所・活動頻度や時間

チームオレンジの活動場所は、チームを運営している市民の団体・サロン・クラブなどの皆さんが『今も活動している場所』が、チームのメンバーや地域の方々が集まりやすい『より所』として機能しているため、理想的と言えます。

新たな活動の場所や規模などの変更は、チームや地域の実情に応じて変更することができます。そのときは、認知症の人やその家族の方なども来やすい立地条件となっている場所が好ましいです。

チームオレンジとしての活動頻度や時間は、運営する方々の実情に応じて設定することができますが、少なくとも、月に1回以上の活動が望ましいです。



③チームオレンジの名称（命名）

チームオレンジの名称は、地区名や愛称などをつけるなど、チームごとに自由に決めることができます。

今後も地域に親しまれるような名称を、チームのメンバーで話し合って命名してください。



④チームリーダーの選出

チームオレンジの円滑な運営を行うためには、チームのリーダーを選出することが望ましいです。

また、副リーダーも選出できると、より円滑にチームの運営をすることができます。

リーダー・副リーダーは団体・サロン・クラブなどの代表者（オレンジ・メイト）が兼ねることも可能です。



⑤チームオレンジの登録

チームオレンジとして活動をしていくことを、木更津市役所に届け出ると『木更津市チームオレンジ登録証』の交付を受けることができます。

届出内容は、チーム名称・代表者氏名・活動場所・主な活動内容です。

そのほか、代表者が変わった場合などは、市役所へご連絡していただけます。

（様式の確認は、21ページをご覧ください。）



⑥チームオレンジの活動内容

チームオレンジの主な活動内容は、次の（１）～（６）などが挙げられます。

日常生活の中で無理せず出来る範囲のことで構いません。道に迷っている認知症と思われる人を見かけたら交番の警察官に伝える、近所に住む高齢者の認知症状が進行していて心配なので市役所や地域包括支援センターに連絡する、それも立派なチームオレンジの活動です。

チームとして（メンバーとして）出来ることを、出来る範囲で実施し、認知症の人もそうでない人も住みやすいまちを目指しましょう。

（１）認知症カフェなど、地域の人などが気軽に集まることができる場の企画・運営

認知症の人や家族など、誰もが気兼ねなく参加できて、リラックスして過ごせる『より所』としての環境を、地域において作り出すことが重要です。

『より所』があることで、高齢者の孤立防止につながり、認知症の人やその家族の困りごとなどを知る機会にもなります。

認知症カフェなどの開催時には、介護予防講座やレクリエーションなど、認知症の人も一緒に楽しめる催し物の企画ができると理想的です。

（２）認知症の人とその家族の思いを傾聴、サポートの実施 （見守り活動、出前支援、外出の同行支援、SOSネットワークへの協力等）

認知症の人とその家族の思いを傾聴することは、話している人の精神的な負担を軽減することにつながります。また、話の中で見えてくる本人や家族の困りごとをできる範囲でサポートし、認知症の人やその家族を支え、共に生きていく、認知症にやさしい地域づくりを目指しましょう。

サポートの例として、「地域の認知症の人の見守り・声掛け」や「訪問し話相手になる」、「認知症の人が道に迷わないように、外出先に付き添う」、「認知症で困っている人がいたら、関係機関へ情報提供する」といったことが挙げられます。

(3) 認知症の人やその家族からの相談に応じた、関係・専門機関へのつなぎ

認知症の人やその家族から、「こんなサービスとかないかな？」や「まだ病院に受診したことがなくて、どこに行ったらいいんだろう？」、「認知症で〇〇〇といったことに困っているんだけど、どう対応したらいいんだろう？」といった相談があったときには、わかる範囲で使えるサービスや相談先などをお伝えし、市役所や地域包括支援センターなどの関係・専門機関へつなぎましょう。また、メンバーから関係・専門機関へ情報提供があると、専門的な支援がスムーズにいきやすいです。

※サービスの一覧や相談窓口の連絡先は〇〇ページに掲載しています。

(4) 認知症の症状や対応方法などに関する学習

認知症の医療・介護の最新情報や使える制度、市のサービスなどは、医学の進歩やニーズの変化、国の施策方針などによって、時代の経過とともに変わっていきます。

市の認知症に関する講座などを活用しながら、最新の情報を得る機会を定期的に設けましょう。

(5) 認知症に関するイベントなどへの参加

市や地域包括支援センターなどで認知症に関する普及・啓発を図るために、毎年イベントを開催しています。

イベントを開催することは、色々な人に認知症のことを知ってもらう機会となります。

開催のお知らせは市の広報やホームページで掲載しますので、共生社会の実現に向けて、ぜひご参加ください。

- ・ 認知症メモリーウォーク（普及・啓発のためのパレード）・・・毎年10月頃開催
 - ・ 認知症カフェフェスティバル（認知症カフェの紹介イベント）・・・毎年11月頃開催
- ※ 新型コロナの感染状況により、上記の2つのイベントを合同し、『きさらづオレンジフェスタ』として開催する年もあります。

(6) チームオレンジのメンバー間や関係者間での定期的な情報交換や活動報告

相談を受けた内容や認知症に関する最新情報、各地域の様子などをチーム内や市役所・地域包括支援センターなどと共有することは、認知症の人とその家族への手厚い支援と地域での見守り強化につながります。

情報交換をするときの個人情報の取扱いには、細心の注意が必要です。取扱いの注意点などは、10・11ページをご覧ください。

【認知症の人と上手に関わるポイント】



×こんな接し方はやめよう = 『3つのない』

- ・驚かせない（例：急に後ろから話しかける。）
- ・急がせない（例：早口で質問をしてすぐに返答を求める。）
- ・自尊心を傷つけない（例：本人の主張を否定したり無視したりする。）

○こんなふうに接しましょう

- ・まずは様子を見守り、支援の機会を探る。
- ・恐怖心を与えないよう、1人で声をかける。
- ・話す時は目線を合わせて、穏やかにゆっくりはっきり話す。
- ・本人の話に耳を傾け、気持ちに余裕を持って接する。

第3章 個人情報の取扱い

チームオレンジとして活動をしていく中で、個人情報に触れる機会があると思います。活動中に知り得た個人情報については、絶対に他人（関係・専門機関以外）に口外することのないように、メンバーの一人ひとりが注意する必要があります。

また、このことは、チームオレンジのメンバーをやめた（退会した）後も同じです。

【個人情報】



個人情報とは、生存する個人に関する情報をいいます。

・個人に関する情報の例

氏名、住所、性別、生年月日、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実・判断・評価を表す全ての情報、各種保険証の番号や基礎年金番号、指紋や顔認証など

※他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。

⇒一つ一つの情報では個人が特定できなくても、繋げることで特定できるものをいいます。

例) ○○市／△△地区在住／70歳／男性／佐藤さん

【個人情報の取り扱いの注意点について】

① チームオレンジのメンバーやチームで支援した人の個人情報は、チームで管理しますので、情報の管理方法を明確にする必要があります。

基本的に、書類などを作成する必要はないですが、メンバーの名簿・支援台帳などを作成する場合には、他人の目に触れないよう、また紛失しないよう厳重に保管してください。また、取扱いの管理者を決めておくことが大切です。

不要になった書類などはシュレッダーにかけて、確実に廃棄するようにしましょう。

- ② 相談事などを聞き取ったときは、まずは本人に『メンバー間や関係・専門機関等へ情報提供しても良いか確認する』ことを心がけましょう。

本人が支援や手伝いなどを望んでいるか、その支援をするために情報共有をして良いかをきちんと確認することは、認知症の人の意思決定支援の観点から、とても大切なことです。

また、本人は「あなた」だから困っていることを話せたのかもしれませんが。メンバー間などで情報共有したいときには、必ず意思の確認をしましょう。

本人からの聞き取りが難しいときは、ご家族などに確認するようにしましょう。

- ③ 必要以上の情報は聞き取らないように注意し、困りごとなどの情報は、その時々で聞き取るようにしましょう。

必要以上に情報を聞き取ると、何が必要な情報なのかわかりづらくなり、情報共有の時に、不必要な個人情報までメンバー間などで話してしまう恐れがありますので、注意が必要です。

聞き取りをする項目などを決めておくと、必要な情報の整理がしやすくなります。

- ④ 情報を共有する範囲をあらかじめ決めておきましょう。

情報共有の同意をいただけたからといって、関係・専門機関の人になら、誰にでも話していいわけではありません。

本人の情報が必要以上に広がらないように注意し、情報を共有するチーム間や関係者間で、情報の守秘義務について確認を徹底しましょう。

- ⑤ 緊急事態のときは、生命や身体の安全を守ることを優先し、関係・専門機関へ連絡をしましょう。

体調が優れない方がいたときや、認知症の人が道に迷っているところを見かけたときなど、その人をそのままにしてしまうと、命が危険な状況に発展してしまう可能性があります。そのときは、迷わず市役所や地域包括支援センター、警察や消防などの関係機関に連絡しましょう。

第4章 関係機関

チームの活動で困ったときや、医療・介護の相談をしたいときなどの情報共有先を掲載しています。

木更津市役所 高齢者福祉課

所在：朝日3-10-19 TEL：0438-23-2630



市の認知症施策の担当課です。見守りや生活環境を整えるため、市で行っている支援・サービスなどを行っています。

また、認知症の人やご家族からの相談受付や支援、認知症に関する講座・イベントの企画調整を行う認知症専門の職員である、チームオレンジコーディネーターや認知症地域支援推進員を配置しています。

地域包括支援センター

医療・介護・福祉の専門職員が、高齢者の生活全般について相談を受け、支援をする高齢者の総合相談窓口です。

木更津市では地区ごとに5か所の地域包括支援センターが設置されています。また、チームオレンジコーディネーターや認知症地域支援推進員も配置されています。

中部地域包括支援センター 所在：中央1-5-18（旧保健相談センター内）
電話：0438-97-7818 担当地区：木更津西・木更津東

西部地域包括支援センター 所在：長須賀1305-2（グリーンパレス内）
電話：0438-22-3422 担当地区：岩根・金田

南部地域包括支援センター 所在：畑沢南3-16-76（波岡の家内）
電話：0438-37-4811 担当地区：波岡・鎌足

北部地域包括支援センター 所在：井尻951（中郷記念館内）
電話：0438-97-2561 担当地区：中郷・清川

富来田地域包括支援センター 所在：真里谷883-1（馬來田の太陽内）
電話：0438-53-8031 担当地区：富来田

認知症カフェ

認知症の人やそのご家族などが自由に会話でき、
息抜きや情報交換などができる場として、
チームオレンジで運営を行っているカフェもあります。



また、認知症地域支援推進員や認知症サポーターなども参加していますので、気軽に
介護の相談もできますので、問い合わせがあったときなどにご活用ください。

名 称	場 所	開催日	申込先
げんきカフェ きみさらず	ファーマシーきみさらず2階 新田 1-11-24	毎週水曜日 14:00 ~ 15:30	中部地域包括支援センター 0438-97-7818
カフェ潮の香	いわね潮の香園内 万石146-1	第4日曜日 13:30 ~ 15:30	西部地域包括支援センター 0438-22-3422
金田 コミュニティカフェ	金田地域交流センター 金田東6-11-1	第2水曜日 10:00 ~ 12:00	西部地域包括支援センター 0438-22-3422
オレンジカフェ なみおか	波岡公民館1階集会室 大久保 5-7-1	第4火曜日 13:30 ~ 15:00	南部地域包括支援センター 0438-37-4811
笑顔カフェウエルシア In 木更津ぎおん店	ウエルシア木更津祇園店内 祇園 4-27-14	第4木曜日 10:00 ~ 11:30	北部地域包括支援センター 0438-97-2561
笑顔カフェ In 老人福祉センター	老人福祉センター内 十日市場 826	第2水曜日 13:30 ~ 15:00	北部地域包括支援センター 0438-97-2561
ふくふくカフェ	富来田公民館 真里谷110	第2水曜日 13:00 ~ 15:00	富来田地域包括支援センター 0438-53-8031

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止・休止や飲食を控えて開催する場合
もありますので、申込先の各地域包括支援センターへお問合せください。

第5章 市の認知症に関するサービス

① 認知症に関する各種講座

木更津市で開催している認知症に関係した各種講座です。最新の情報を得る機会に、ご活用ください。

また、介護する家族の精神的な負担を軽減する交流会なども開催していますので、相談の受けたときなどにご活用ください。

名称	内容
認知症サポーター養成講座	認知症の方やそのご家族を暖かく見守り、支援・応援する「認知症サポーター」になるための講座です。認知症の基礎知識などを学びます。
認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターを対象に、認知症についてさらに深く学び、認知症の人との交流体験などを通じて、実際に手助けするための方法を学びます。講座修了者は、市の「オレンジ・メイト」として登録でき、地域で活動・活躍しています。
コグニサイズ教室（認知症予防体操）	認知症予防を目的として開発された体操で、簡単な計算やしりとりなどの認知課題を運動とともに行います。認知症の各講座や介護予防教室などで紹介・実践しています。
認知症高齢者の家族交流会	認知症の方を介護するご家族などが集い、専門職や他の参加者と介護の悩みや疑問などについて、相談・情報交換・交流などを行っています。
家族介護教室	専門職による「介護に関する知識や技術の講座」や、介護者同士が日ごろの悩みや疑問について話し合う「家族介護教室」を開催しています。

② 認知症ケアパス

市が発行している認知症のガイドブックのことで、認知症の進行度や状態などに合わせた適切なサービス提供の流れや、相談窓口・医療機関名などを掲載しています。

高齢者福祉課や地域包括支援センター、各公民館や郵便局などで配布していますので、認知所のことでお困りの方からの問い合わせ時ときなどにご活用ください。



③認知症対応力向上研修

「認知症の人とその家族の日常の場面」を認知症サポート医が症状と対応方法について、ていねいに解説する動画を、木更津市の公式YouTubeチャンネルで公開しています。



メンバーとして認知症についての復習ときや、認知症の症状にお困りの方への紹介などにご活用ください。

動画タイトル

これって認知症！？こんなとき、どうしたらいいの？ ～ 認知症対応力向上研修 ～

QRコードを読み取ると、動画を見ることができます。

第1話 物盗られ妄想「嫁が盗んだ」・・・・・・・・



**第2話 物忘れ「ご飯まだかな？」、
入浴拒否「風呂には入らん」**・・・・・・・・



第3話 徘徊「家に帰りたい」・・・・・・・・



第4話 幻覚の事例「どうして見えないの？」・・・



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

市の高齢者サービス一覧

認知症の人をはじめ、要介護認定を受けている方などが利用できるサービスの一覧を掲載しています。お困りの方などがいたときはご活用ください。

また、掲載しているもの以外のサービスもありますので、詳しくは、高齢者福祉課（0438-23-2630）にご連絡ください。

サービス・支援	内容	申請先
高齢者見守りキーホルダー 	65歳以上の方に名前や住所、緊急連絡先などが登録できるキーホルダーをお渡しします。 外出時などでの緊急時、医療機関や警察からの照会に対して、迅速に情報提供できます。	地域包括支援センター
認知症高齢者等見守りシール 	衣類や持ち物に貼ることができるQRコードが印字されたシールをお渡しします。 行方がわからなくなったとき、スマートフォンなどでQRコードが読み取られると、発見・保護をしてくれた方と直接、インターネット上の伝言板でやりとりができ、発見・保護・帰宅が迅速に行えます。 <small>※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。</small>	高齢者福祉課 0438-23-2630
高齢者紙おむつ給付事業 	要介護・要支援の認定を受けていて、在宅生活をしている、ねたきりか認知症により常時失禁している方に紙おむつを給付します。 テープ・パンツ・フラット・尿とりパッドの中から、1種類を選択でき、月30枚を給付します。 <small>※尿とりパッドは月90枚。</small>	高齢者福祉課 0438-23-2695
高齢者配食サービス 	世帯の全員が、要介護・要支援の認定を受けていて、65歳以上の方を対象に、週2回以内で1食350円で昼食を配達します。 代金は配達時にお支払いいただきます。	高齢者福祉課 0438-23-2695
ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業 	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などを対象に、緊急ボタンがついた装置を貸与します。 緊急ボタンを押すと、ガードマンが駆け付け、親族等に連絡をしてくれたり、救急車などの手配をしてくれます。 <small>※月額使用料は、世帯の収入（所得税）によって異なります。</small>	高齢者福祉課 0438-23-2695
高齢者見守り等タブレット端末貸与事業	世帯全員が75歳以上で、スマートフォン等を所持していない非課税世帯を対象に、市の情報の閲覧等ができるタブレットを貸し出します。	高齢者福祉課 0438-23-2695
高齢者日常生活用具給付貸与事業	ひとり暮らしで、要介護認定を受けている高齢者などを対象に、電磁調理器等を給付・貸与します。 <small>※給付要件は、給付・貸与する用具によって異なります。</small>	高齢者福祉課 0438-23-2695

第6章 各種書類

①木更津市チームオレンジ事業実施要領

木更津市チームオレンジ事業実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号の規定に基づき、認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、その運営を支援するための木更津市チームオレンジ事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座（認知症サポーター等養成事業の実施について（平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）別添認知症サポーター等養成事業実施要綱の3（2）に規定する講座をいう。）を受講した者をいう。
 - (2) ステップアップ講座 認知症サポーターを対象にした、認知症に関する基礎知識・理解を深め、より実際の支援活動に繋げることを目的とした、市が実施する認知症サポーターステップアップ講座をいう。
 - (3) チームオレンジ 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）第2具体的な施策の4認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援に基づき、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを地域ごとに構築するため、第8に規定するチームオレンジの登録を受けた、市内に拠点を置くオレンジ・メイトを代表とした市民の団体をいう。
 - (4) コーディネーター チームオレンジの立ち上げ及び運営を支援する者をいう。
 - (5) オレンジ・メイト ステップアップ講座を受講した認知症サポーターのうち、市が保管する修了者名簿への登録及びチームオレンジへの協力に同意した者をいう。

(市の役割)

- 3 市は、次の各号に定める事業を実施する。
 - (1) ステップアップ講座の開催
 - (2) オレンジ・メイトの登録
 - (3) コーディネーターの配置
 - (4) チームオレンジの登録及びその名称・活動場所・活動内容等についての周知

(ステップアップ講座)

- 4 ステップアップ講座は、次の各号に定める事項を実施する。
- (1) ステップアップ講座は、講義・講話が4回、実習が1回で構成された講座とする。
 - (2) ステップアップ講座では、本人発信の場としての機会として、認知症の当事者からの講話を1回以上実施する。
 - (3) ステップアップ講座修了者には、修了証(別記1)を交付し、市が保管する修了者名簿への登録及びチームオレンジへの協力を同意した者には、オレンジ・メイトの証である名札(別記2)を交付する。
 - (4) ステップアップ講座の修了者は次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 受講状況が4/5を超えている者
 - イ 欠席した受講回を次年度に受講し、連続した2年間で合計4回以上受講している者
 - ウ 災害等の理由により、ステップアップ講座の開催が困難な場合であって、受講状況を鑑み、市が修了を認めた者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、受講者の職種・経歴等を鑑み、市が修了を認めた者
 - (5) ステップアップ講座を遅刻又は早退した場合は、当該受講回において、講義内容の3/4以上出席した場合に限り、当該受講回の修了を認めるものとする。

(コーディネーターの配置)

- 5 市は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者を、コーディネーターとして市又は地域包括支援センターに配置する。
- (1) 千葉県が実施する千葉県チームオレンジコーディネーター研修を修了した者
 - (2) 認知症地域支援推進員であって、市がコーディネーターとして認めた者

(コーディネーターの役割)

- 6 コーディネーターは、チームオレンジの立ち上げ支援及び運営支援として、次の各号に定める事項を実施する。
- (1) 認知症の当事者及びその家族のニーズ把握
 - (2) オレンジ・メイトに対してのチームオレンジへの参加の働きかけ
 - (3) オレンジ・メイトを中心としたチームオレンジの編成支援
 - (4) チームオレンジの活動・運営の支援(活動方針や活動内容の検討・実施等)
 - (5) チームオレンジの広報周知及び支援ニーズの把握
 - (6) 関係機関や他の専門職等との連携・調整
 - (7) 地域の関係者との連携体制の構築

(8) その他本事業に関連する業務

(チームオレンジの役割)

7 チームオレンジは、地域において認知症の当事者及びその家族との共生のための取り組みとして、次の各号に定める事項のうち、1つ以上の事項を実施する。

- (1) 認知症カフェ等の認知症の当事者及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場の企画・運営
- (2) 認知症の当事者及びその家族の思いを傾聴し、メンバーの主体性を重視したサポートの実施(見守り活動、出前支援、外出同行支援、SOSネットワークへの協力等)
- (3) 認知症の当事者及びその家族からの相談に応じた、地域包括支援センター等の専門機関へのつなぎ
- (4) 認知症の病態や対応方法等に関する学習
- (5) 市や地域包括支援センターが実施する、認知症に関するイベント等への参加
- (6) メンバー間や関係者間での定期的な情報交換や活動報告
- (7) その他本事業に関連する活動

(チームオレンジの登録)

8 チームオレンジの登録を受けようとする団体は、市に木更津市チームオレンジ登録証交付申請書(別記3)を提出し、市はチームオレンジとしての要件を満たしていると認める場合は、木更津市チームオレンジ登録証(別記4)を交付するものとする。

(個人情報の取り扱い)

9 チームオレンジは、認知症の当事者及びその家族並びにチームオレンジのメンバーの個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に収集、利用、管理をしなければならない。

(その他)

10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

②認知症サポーターステップアップ講座 修了証

別記1

修了証書

K-

様

あなたは 年度木更津市認知症
サポーターステップアップ講座を修了
したことをここに証します

年 月 日

木更津市長

③オレンジ・メイト 名札

別記2

オレンジ・メイト	
認知症サポーターステップアップ講座修了者	
氏名	

④木更津市チームオレンジ登録証交付申請書

別記3

木更津市チームオレンジ登録証交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

木更津市チームオレンジ登録証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

チームオレンジの名称		
チーム代表者	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	連絡先	
主な活動拠点		
主な活動内容		

※代表者の変更があったときは、市へ新しい代表者の氏名等の連絡が必要です。
チームオレンジの活動を中止するときは、登録証を返還してください。

⑤木更津市チームオレンジ登録証交付申請書

別記4

木更津市チームオレンジ登録証

様

貴団体は認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みとしての機能を有しているため木更津市チームオレンジとして登録します

年 月 日

木更津市長

【手引きに関するお問合せ先】

木更津市役所 高齢者福祉課

所在 : 朝日3-10-19

TEL : 0438-23-2630

FAX : 0438-25-1213

メール : kourei@city.kisarazu.lg.jp

